

昭和三十二年厚生省令第十六号

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項（これらの規定を同法第五十九条ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定に基き、並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則を次のように定める。

（療養の給付の担当の範囲）

第一条 保険薬局が担当する療養の給付及び被扶養者の療養（以下単に「療養の給付」という。）は、薬剤又は治療材料の支給並びに居宅における薬学的管理及び指導とする。

（療養の給付の担当方針）

第二条 保険薬局は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。

（適正な手続の確保）

第二条の二 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

（健康保険事業の健全な運営の確保）

第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。
 - 二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。
- 2 前項に規定するほか、保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

（経済上の利益の提供による誘引の禁止）

第二条の三の二 保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

2 保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

（揭示）

第二条の四 保険薬局は、その薬局内の見やすい場所に、別に厚生労働大臣が定める事項を揭示しなければならない。

（処方せんの確認）

第三条 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者（以下単に「患者」という。）から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方せんが

健康保険法

（大正十一年法律第七十号。以下「

法

）」という。）

第六十三条第三項

各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師（以下「保険医等」という。）が交付した処方せんであること及びその処方せん又は被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確めなければならない。

（要介護被保険者等の確認）

第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、居宅療養管理指導その他の

介護保険法

（平成九年法律第二百二十三号）

第八条第一項

に規定する居宅サービス又は

同法

第八条の二第一項

に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行うに当たっては、

同法

第十二条第三項

に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が

同法

第六十二条

に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

（患者負担金の受領）

第四条 保険薬局は、被保険者又は被保険者であつた者については

法

第七十四条

の規定による一部負担金並びに

法

第八十六条

の規定による療養についての費用の額に

法

第七十四条第一項

各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額の支払を、被扶養者については

法

第七十六条第二項

又は

第八十六条第二項第一号

の費用の額の算定の例により算定された費用の額から

法

第百十条

の規定による家族療養費として支給される額（

同条第二項第一号

に規定する額に限る。）に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

2 保険薬局は、

法

第六十三条第二項第三号

に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選定療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において、

法

第八十六条第二項

又は

第百十条第三項

の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。

（領収証等の交付）

第四条の二 保険薬局は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

2 厚生労働大臣の定める保険薬局は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

第四条の二の二 前条第二項の厚生労働大臣の定める保険薬局は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第四条第一項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

（調剤録の記載及び整備）

第五条 保険薬局は、第十条の規定による調剤録に、療養の給付の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の調剤録と区別して整備しなければならない。

（処方せん等の保存）

第六条 保険薬局は、患者に対する療養の給付に関する処方せん及び調剤録をその完結の日から三年間保存しなければならない。

（通知）

第七条 保険薬局は、患者が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

一 正当な理由がなくて、療養に関する指揮に従わないとき。

二 詐欺その他不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。

（後発医薬品の調剤）

第七条の二 保険薬局は、

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第十四条の四第一項

各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、

同法

第十四条

又は

第十九条の二

の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、

同法

第十四条の四第一項第二号

に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

（調剤の一般的方針）

第八条 保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）は、保険医等の交付した処方せんに基いて、患者の療養上妥当適切に調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。

2 保険薬剤師は、調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。

3 保険薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

（使用医薬品）

第九条 保険薬剤師は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の医薬品を使用して調剤してはならない。ただし、厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

（健康保険事業の健全な運営の確保）

第九条の二 保険薬剤師は、調剤に当たつては、健康保険事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めなければならない。

（調剤録の記載）

第十条 保険薬剤師は、患者の調剤を行つた場合には、遅滞なく、調剤録に当該調剤に関する必要な事項を記載しなければならない。

(適正な費用の請求の確保)

第十条の二 保険薬剤師は、その行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めなければならない。

(読替規定)

第十一条 日雇特例被保険者の保険及び船員保険に関してこの省令を適用するについては、次の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第二条の三 (見出しを含む。)	健康保険事業	健康保険事業	船員保険事業
第三条	健康保険法 (大正十一年法律第七十号。以下「法」という。) 第六十三条第三項各号	健康保険法 (大正十一年法律第七十号。以下「法」という。) 第六十三条第三項第一号 又は第二号	船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号。以下「法」という。) 第五十三条第三項各号
第四条第一項	第七十四条	第百四十九条において準用する 法 第七十四条	第五十五条
	法第八十六条	法第百四十九条において準用する 法 第八十六条	法第六十三条
	第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額	第百四十九条において準用する 法 第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額	第五十五条第一項各号に掲げる区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額又は 法 第六十三条第三項の規定に基づき算定費用額から控除される金額
	第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号	第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号	第五十八条第二項又は第六十三条第二項第一号
	第一百条	第百四十条	第七十六条
	同条第二項第一号に規定する額	法 第百四十九条において準用する 法 第一百条第二項第一号に規定する額	同条第二項第一号に規定する額
	支払を受ける	支払を、特別療養費に係る療養を受けた者については 法 第七十六条第二項の費用の額の算定の例により算定された費用の額から 法 第百四十五条の規定による特別療養費（同条第二項第一号に掲げる費用に限る。）として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受ける	支払を受ける
第四条第二項	法第六十三条第二項第三号	法 第百四十九条において準用する 法 第六十三条第二項第三号	健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第六十三条第二項第三号
	同項第四号	法 第百四十九条において準用する 法 第六十三条第二項第四号	健康保険法 第六十三条第二項第四号
	同項第五号	法 第百四十九条において準用する 法 第六十三条第二項第五号	健康保険法 第六十三条第二項第五号

	第八十六条第二項又は第一百十条第三項	第四百四十九条において準用する法 第八十六条第二項 又は 第一百十条第三項	第六十三条第二項又は第七十六条第三項
第七条	全国健康保険協会又は当該健康保険組合	全国健康保険協会	全国健康保険協会
第九条の二 (見出しを含む。)	健康保険事業	健康保険事業	船員保険事業

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。
(健康保険及び船員保険保険薬剤師療養担当規程の廃止)
- 2 健康保険及び船員保険保険薬剤師療養担当規程(昭和三十五年十月厚生省告示第二百七十五号)は、廃止する。

附 則 (昭和四八年一〇月一日厚生省令第三九号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四九年一二月二八日厚生省令第四八号) 抄

- 1 この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五六年五月二九日厚生省令第三八号)

この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年九月一〇日厚生省令第四六号)

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月一六日厚生省令第一〇号) 抄

- 1 この省令は平成六年四月一日から施行する。
附 則 (平成六年八月五日厚生省令第五〇号) 抄

- 1 この省令は、平成六年十月一日から施行する。
附 則 (平成八年三月八日厚生省令第六号)

- 1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行日前に行われた療養の給付の担当については、なお従前の例による。
附 則 (平成九年八月二五日厚生省令第六二号)

- 1 この省令は、平成九年九月一日から施行する。
- 2 この省令の施行日前に行われた療養の給付の担当については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年三月一七日厚生省令第三一号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日厚生省令第八二号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附 則 (平成一四年三月八日厚生労働省令第二三号)

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年九月一〇日厚生労働省令第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年二月二五日厚生労働省令第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二七日厚生労働省令第二一号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月六日厚生労働省令第二七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 個別の費用ごとに区分して記載した領収証の交付に必要な設備がこの省令の施行の際まだ整備されていない保険医療機関及び保険薬局については、この省令による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則第五条の二の二又は保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第四条の二の規定にかかわらず、平成十八年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一八年三月一四日厚生労働省令第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月八日厚生労働省令第一五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月五日厚生労働省令第二八号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月三〇日厚生労働省令第一四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月三〇日厚生労働省令第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一月二八日厚生労働省令第一六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月五日厚生労働省令第二五号) 抄

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月五日厚生労働省令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中保険医療機関及び保険医療養担当規則第二条の四の次に一条を加える改正規定及び第二条中保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第二条の三の次に一条を加える改正規定 平成二十四年十月一日

二 第一条中保険医療機関及び保険医療養担当規則第五条の二の改正規定及び第二条中保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第四条の二の改正規定並びに附則第二条及び第三条の規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二六年三月五日厚生労働省令第一七号) 抄

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 (平成二八年三月四日厚生労働省令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 新療担規則第五条の二の二第一項に規定する保険医療機関又は第二条の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「新薬担規則」という。）第四条の二の二第一項に規定する保険薬局において、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間（診療所にあつては、当面の間）、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書を交付することを要しない。

2 新療担規則第五条の二の二第一項に規定する保険医療機関又は新薬担規則第四条の二の二第一項に規定する保険薬局において、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五条の二の二第二項又は新薬担規則第四条の二の二第二項の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間（診療所にあつては、当面の間）、新療担規則第五条の二の二第一項又は新薬担規則第四条の二の二第一項の明細書の交付を有償で行うことができる。

附 則 (平成三〇年三月五日厚生労働省令第二〇号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日以後、第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（以下「新療担規則」という。）第五条第三項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることを要する保険医療機関（この省令の施行の日前において、第一条の規定による改正前の保険医療機関及び保険医療養担当規則第五条第三項各号に掲げる措置を講ずることを要しなかったものに限る。）において、新療担規則第五条第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同号の規定にかかわらず、平成三十年九月三十日までの間、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。